

居宅介護支援

契約書

重要事項説明書

一乗ハイツ居宅介護支援事業所

居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

甲（利用者）
乙（事業者） 一乗ハイツ居宅介護事業所

第1条（この契約の目的）

この契約は、介護保険法の定めるところにより、甲が居宅サービスを適切に利用できるように乙が甲の委託を受けて、甲の心身の状況、置かれている環境や甲及びその家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援（ケアマネジメント）について定めることを目的とするものです。

第2条（介護支援専門員）

- 乙は、その事業所に属する介護支援専門員（以下、「丙」という。）に甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。
- 乙は丙に、身分証明書を常に携行させ、甲またはその家族から求められた場合には、これを提示させなければなりません。

第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条（居宅介護支援の内容）

乙は甲に対し、次の各号の居宅介護支援を提供します。

- 乙は、甲の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下、単に「要介護認定等」という。）にかかる申請等について、甲の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- 乙は、甲の心身の状況、置かれている環境、甲及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。
- 乙は、前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 乙は、居宅サービス計画作成後においても、甲及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理表の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提出を行います。

第5条（要介護認定等にかかる申請の援助）

- 1 乙は、甲の意思を踏まえ、甲の要介護認定等の申請に必要な協力を行わなければなりません。
- 2 乙は、甲が要介護認定等を受けていない場合、甲の意思を踏まえて速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- 3 乙は、甲の要介護（支援）認定の更新の申請が、契約時における甲の要介護（支援）認定有効期間の満了日の遅くとも1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- 4 前各項の申請について、甲が希望する場合、乙は当該申請を代行して行うものとします。但し、この場合、甲は第16条に定める利用料とは別に申請代行のための費用を請求することがあります。

第6条（居宅サービス計画の原案の作成方法）

乙は、担当者である丙に、以下に定める事項を遵守させたくて、居宅サービス計画の原案の作成業務を行わせませす。

- 1 丙は、居宅サービス計画の原案の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲またはその家族に提供し、甲にサービスの選択を求めます。
- 2 丙は、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 3 丙は、前項の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、甲及び甲'（この契約上甲'がないときには甲の家族）に対して説明し、文書による甲の同意を得なければなりません。

第7条（居宅サービス計画原案作成上の義務）

乙は、第6条の居宅サービス計画の原案の作成にあたっては、担当者である丙に第1項ないし第4項の義務を履行させます。

- 1 丙は、居宅サービス計画の原案の作成にあたり、第2条第2項記載の課題把握を行うについては、必ず甲及びその家族に面接をした上で甲について解決すべき課題を把握するようしなければなりません。甲は、丙による右課題把握については、可能な限り協力しなければなりません。
- 2 丙は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を聴取しなければなりません。

- 3 丙は、甲が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、甲の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下、「主治医」という。）の意見を求めなければなりません。
- 4 丙は、居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスにかかる主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅介護サービス等を位置づける場合には、当該指定居宅介護サービス等にかかる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行わなければなりません。
- 5 甲は、丙が第1項ないし第4項に規定する義務を履行するにあたり、可能な限り丙に協力しなければなりません。

第8条（居宅サービス計画の作成）

乙は、担当者である丙に、前二条に定める事項を履践させた後、甲の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成させなければなりません。

第9条（サービス実施状況の管理、苦情処理）

- 1 乙は、担当者である丙に、居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努めさせ、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、甲からの苦情処理等の便宜の提供を行わさせなければなりません。

尚、苦情申立の制度について、別紙重要事項説明書に記載してあるとおりです。

- 2 乙は、居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を、毎月作成し、国民保険団体連合会に送付しなければなりません。
- 3 乙は、甲がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、または、甲が介護保険施設への入院または入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければなりません。

第10条（善管注意義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行しなければなりません。

第11条（中立義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類のみに偏することのないよう、または特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、または、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行わなければなりません。

第 1 2 条（告知・説明義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければなりません。

第 1 3 条（秘密保持義務）

- 1 乙は、丙またはその他の乙の従業者である者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた甲またはその家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知りえた甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、丙に、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いさせません。

第 1 4 条（実施期間）

- 1 乙は、甲から要介護認定等にかかる申請の代行を依頼された場合は、甲が申請に必要な資料を提供しない等、申請に必要な協力に応じない等の正当な理由がない限り、右依頼の日から 30 日以内に申請手続を終了しなければなりません。
- 2 乙は、居宅サービス計画作成に必要な甲の協力が得られない等の正当な理由がない限り、本契約締結後 30 日以内に居宅サービス計画を作成した上、甲に提示しなければなりません。
- 3 甲は、乙が本条第 1 項及び第 2 項の各手続を行うについては、できる限り協力しなければなりません。

第 1 5 条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日とします。但し、甲の契約時の要介護（支援）認定有効期間の満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護（支援）認定が更新される場合は、更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約満了日の 7 日以上前までに甲から書面による解約の申し出がない場合、この契約はさらに継続して更新されていきます。更新後の契約についても、前項の但書が適用されます。

第 1 6 条（報酬）

- 1 甲は、乙が提供する居宅介護支援に対する利用料として、別紙重要事項説明書に記載した金員を支払います。但し、乙が、介護保険法に基づき、甲に代わって、右利用料に相当する保険給付を受領する場合にはこの限りではありません。

- 2 乙は、甲の選択により通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求できます。
- 3 乙は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲及び甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

第 1 7 条（解除権）

- 1 甲は何時でも、本契約を解除することができます。但し、契約解除により乙に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。
- 2 乙は、甲に、甲及び乙間の信頼関係を損壊する特段の事由がない限り、本契約を解除することができません。

第 1 8 条（情報の保存・開示義務）

- 1 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を完了日より5年間保存しなければなりません。
- 2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。
- 3 前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合で、乙に対し他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、または、前条第2項の規定により乙がやむをえず本契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。

第 1 9 条（損害賠償）

乙が、介護支援事業の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、または、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲の居宅介護サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、乙はその損害を速やかに賠償する義務を負います。

第 2 0 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福井地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙はあらかじめ合意します。

第 2 1 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条記載の目的のため、甲乙互いに信義に従い誠実に協議して決定いたします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

ご 利 用 者 (甲)	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。		
	住 所	〒 —	
			印
	電 話 番 号	() —	F A X () —

甲'	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。		
	本人との関係		署名代行の理由
	住 所	〒 —	
	氏 名		印
	電 話 番 号	() —	F A X () —
	緊急時の連絡先		電 話 番 号 () —

(乙)	当事業者は、居宅介護支援事業者として甲の申込を受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。	
	所在地	〒 912-0091 福井県大野市牛ヶ原第154号1番地1
	名称	一乗ハイツ居宅介護支援事業所
	代表者名	一乗 玲子 印
	電話番号 (0779) 65-5719	FAX (0779) 65-7130

尚、甲に対する居宅介護支援業務を担当する、居宅介護支援専門員（丙）は、
です。

丁	私は、甲の親族とし、この契約の締結に立ち会ったことをここに確認します。	
	本人との関係	
	住所	〒 ー
	氏名	印
	電話番号 () ー	FAX () ー

居宅介護支援重要事項説明書

《令和3年4月1日現在》

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき高齢者が共に自立した生活を送れるように支援していく。また、老化に伴い介護を必要な者に対して介護相談、介護計画等により利用者の能力、社会資源等を活用し、自立した在宅生活を安心して営むことができるように支援していくことを目的とする。

(二) 運営方針

- 1、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援業務を行う。
- 2、一乗ハイツ居宅介護事業所は、被保険者が要介護認定等に関わる申請に対して、申請を行われているか否かを確認し、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- 3、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、被保険者の選択により、心身状況その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所との連携を得て、総合的かつ効果的、効率的に介護計画が提供されるよう配慮して行う。
- 4、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、大野市、他の市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、更に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を育むよう研修を行う。
- 5、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。
- 6、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、大野市地域包括支援センター、その他の地域包括支援センターより委託を受けた介護予防給付対象者に対し、地域包括支援センター、医療、保健福祉機関、多様なサービス関連事業者等との連携を蜜にし、総合的かつ効果的、効率的に居宅サービス計画が提供されるよう配慮し介護予防支援業務を行う。
- 7、一乗ハイツ居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に一乗ハイツ居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介

護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者 又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い理解を得る。

前期（3月1日から8月末日） 後期（9月1日から2月末日）

2 一乗ハイツ居宅介護支援事業所（名称）の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	一乗ハイツ居宅介護支援事業所
所在地	大野市牛ヶ原第154号1番地1
管理者氏名	北口貴士
介護保険指定番号	居宅介護支援事業者事業所番号 第1870500012号
サービスを提供する地域	大野市 福井市（他地域以外の方でもご希望の方は相談下さい。）
電話番号	(0779) 65-5719
FAX	(0779) 65-7130

（2）職員の職種、人数、及び職務内容

1. 管理者 1名（兼務）

（イ）事業所の介護支援専門員その他の職員の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（ロ）事業所の職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

（ハ）職員資質向上のために研修を確保する。

（ニ）職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

（ホ）他の職務との兼務もできる。

2. 居宅介護支援専門員 1名（常勤兼務）2名（常勤専従）

（イ）運営方針に従事し業務にあたる。

（ロ）担当利用者39名（介護給付対象者＋介護予防給付対象者）

1. 担当利用者39名を基準としその端数を増すごとに介護支援専門員1名を追加とする。

2. 介護予防給付対象者2名を介護給付者1名と換算する。

3. 事務員 1名（常勤）

（イ）事務業務等にあたる。

（3）営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

備 考	土曜日、日曜日、祭日は適宜に対応し24時間体制をとる
休業日	
休業日	土曜日、日曜日、祭日、年末年始(12/29~1/3)
※緊急連絡電話	0779-65-5719 0779-65-7132

3 ケアサービスの提供方法、内容

利用者に対する具体的なサービスの内容やサービス提供方針については、要支援1・2、要介護度に応じて作成される「居宅サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は下記の通り行います。（契約書第6、7条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に居宅サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたり、利用者及びその家族に訪問して面接を行い、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者またはその家族に対して提供と説明を行い、利用者 서비스에選択を求め、文書による利用者の同意を得ます。

また、介護支援専門員は利用者に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、時には利用者の了解を得て、主治医の意見を求め、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

③介護支援専門員は、介護支援専門員等を中心にサービス担当者会議を開き、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う事により、実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握に努めます。また、給付管理表を作成し、毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスのチェックを行います。また、必要に応じて、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には利用者及びその家族等と協議して、居宅サービス計画を変更し、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

④居宅サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。変更後においても、指定居宅サービス事業者との連絡調整を図り、総合的、効果的、効率的にサービスが提供されているかを継続的にモニタリングしていきます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等で申し込みを依頼します。当介護支援専門員が伺い相談、支援を行います。契約の締結後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

解約の申し込みは文書による手続きが必要となります。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

イ) やむを得ない事由により事業所が閉鎖し、サービスの継続を提供できなくなった場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

ロ) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ) 利用者が介護保険施設に入所した場合

ロ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

☆この場合、条件を変更して再度契約することができます。

ハ) 利用者が亡くなった場合。

④その他

利用者やその家族等が事業所や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合等、サービスの継続が困難と判断した場合は、文書にて通知することによりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

5 担当職員の変更

利用者はいつでも担当職員の変更ができます。但し、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出には応じることはできません。当事業者は、担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得ます。

6 利用料及びその他の費用

(一) 居宅サービス計画作成の報酬

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(二) 給付管理業務の報酬

費用負担はありません。

(三) 要介護認定等の申請の援助の報酬

申請援助、手続き等に関わる利用者、その家族への費用負担はありません。

(四) 交通費

遠距離等により交通費がかさむ場合は相談させていただくこともあります。

(通常の実施地域の境界から1km30円とします)

(五) 解約料

正当な事由なき場合は、解約料をいただく場合もあります。

(六) その他

支払い方法については、発生した時点で担当職員より説明致します。

7 通常の事業の実施区域

事業所の事業の実施地域は、大野市・福井市とします。

※通常の実施地域外からのご利用を拒むものではありません。

8 苦情申立の制度

イ) 事業者は、その提供した居宅介護支援及び居宅サービス計画に関する契約者または利用者からの苦情等または、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供している指定居宅サービス事業者に対しての苦情等を受ける窓口を設置して適切に対応します。

ロ) 事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大野市健康長寿課 (0779-65-7333) 勝山市健康長寿課 (0779-87-0888) 福井市福祉保健部介護保険課 (0776-20-5715) その他にも県国民健康保険団体連合会 (0776-57-1611) 県社会福祉協議会運営適正化委員会 (0776-24-2339) に相談することができます。

ハ) 苦情等の受け付け窓口は、介護支援専門員の中村扶江が担当します。

連絡先・・・電話番号 (0779-65-5719) F A X 番号 (0779-65-7130)

苦情等の対応方法

1. 口頭、電話等による苦情内容等の受け付け、受理。

2. 苦情内容等を確認し施設、居宅サービス事業者等に口頭、書面にて報告。
3. 施設、各居宅サービス事業者等ごとに苦情対応。苦情内容等について担当者、申し出人等と話し合い、相談等により今後の対応、原因の解明をしていく。
4. 苦情内容に基づき第三者委員への関与も行う。（助言、話し合い、立会い等。）
5. 苦情担当者または責任者より利用者、家族、申し出人に対して苦情内容の原因、解明を書面にて報告、解決。

苦情相談、苦情解決できない時等の窓口として、大野市健康長寿課（0779-66-7333）
 勝山市健康長寿課（0779-87-0888）福井市福祉保健部介護保険課（0776-20-5715）
 県国民健康保険団体連合会（0776-57-1614）県社会福祉協議会運営適正化委員会
 （0776-24-2347）に相談することができます。

9 事故発生時の対応

- イ) 事業者は介護支援事業等の提供の上で事故が発生した場合は、速やかに保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係るサービス提供事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。
 - ロ) 事故発生により損害賠償が発生した場合は速やかに対応し、必要な措置を講じ、損害賠償を負います。但し、損害賠償に関して訴訟等の必要が生じた時は、福井地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを利用者、家族及び当該事業所はあらかじめ合意します。
 - ハ) 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐためのマニュアルの作成やサービスの質の向上を図るために施設内外での研修の機会を設けるなどの対策を講じます。
- 二) 利用者やその家族に対して、発生した事故については十分な説明を行います。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	北口 貴士
-------------	-------

2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

11 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人光明寺福祉会
(2) 法人所在地	福井市勝見三丁目2201
(3) 電話番号	(0779) 65-7132
(4) 代表者氏名	理事長 一乗玲子
(5) 設立年月日	昭和55年5月15日
(6) 定款の目的に定めた事業	1、軽費老人ホーム 2、介護老人福祉施設 3、地域密着型介護老人福祉施設 4、その他これに付随する業務
事業所数等	居宅介護支援 1か所 訪問介護 1か所 訪問看護 1か所 通所介護 1か所 短期入所生活介護 3ヶ所 訪問入浴 1か所 グループホーム 2か所 小規模多機能型居宅介護 2か所

12 その他重要事項

- 1、守秘義務の遵守
- 2、中立義務
- 3、善管注意義務
- 4、利益収受の禁止

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 大野市牛ヶ原第154号1番地1

名称 一乗ハイツ居宅介護支援事業所 印

説明者

職名 介護支援専門員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人) 続柄

住所

氏名 印

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族等の個人情報については、令和 年 月 日付で居宅介護支援事業所との契約における秘密保持に関し、下記の場合に必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

居宅介護支援事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等を円滑に提供するため行うサービス担当者会議等において使用する場合

令和 年 月 日

社会福祉法人 光明寺福祉会
一乗ハイツ居宅介護支援事業所

利用者 住 所
氏 名
電話番号

上記代理人 住 所
(代理人を選定した場合) 氏 名

利用者家族代表 住 所
氏 名
電話番号

公正中立なケアマネジメントの確保に関する同意書

- ①利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である。
- ②当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。

記

私（利用者）は居宅サービス計画書の作成にあたり、下記の介護支援専門員から上記の公正中立なケアマネジメントの確保に関する内容・説明（別紙1）を受け確認の上、同意致します。

令和 年 月 日

利用者 氏 名

上記代理人

（代理人を選定した場合）氏 名

利用者家族代表 氏 名

説明者 社会福祉法人 光明寺福祉会
一乗ハイツ居宅介護支援事業所

介護支援専門員 氏名

居宅サービス事業所の選択に関する説明について

デイサービス	聖和園	ヘルパー	社協
	和光園		テラル
	一乗		一乗
	さくら		ジャパンケア
	テラル		和光園
	社協		さくら
	くつろぎ		せいきょう
	ふあいと		ひだまり
	ほっとりハビリ		聖和園
	ふる～夢		こうめい
地域密着 デイサービス	せいきょう	訪問看護	キラキラ
	和泉		さくら
	ひだまり		和光園
	ぬくぬく		一乗
	あそじま		キラキラ
	あい		ほっとりハ
	リハプライド		おくえつ
認知症デイ	さくら	ショートステイ	たんぽぽ
	和光園		ビハーラ
	聖和園		聖和園
デイケア	尾崎整形	ショートステイ	和光園
	キラキラ		和らぎの里
訪問入浴	一乗	ショートステイ	ルンビニー
	和光園		ふる～夢
福祉用具	カワセ	訪問リハビリ	キラキラの町
	大野衛生		松田病院

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の利用状況

令和3年度の介護報酬改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者
に、①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用
具貸与の各サービスの利用割合及び②前 6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、
地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者 によって提供されたものの割合
(上位3位まで)の説明を行うことと定められました。

【令和2年9月1日から令和3年2月末日】

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸
与 の各サービスの利用割合

訪問介護 41.51%	通所介護 60.12%	地域密着型通所介護 14.51%	福祉用具貸与 71.78%
-------------	-------------	------------------	---------------

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸
与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーのこうめいさん	52.21%
	一乗ハイツヘルパーステーション	43.84%
	大野市社協ホームヘルプサービスセンター	2.95%

通所介護	一乗ハイツデイサービスセンター	69.50%
	くつろぎの家	8.85%
	ほっと地域リハビリセンター大野	7.49%

地域密着型通所介護	デイサービスセンターサンホーム一乗	61.98%
	くつろぎの家	19.72%
	デイホームひだまりデイ	5.64%

福祉用具貸与	株式会社端野メディカル	39.14%
	株式会社メディベック	26.57%
	福井シルバーサービスセンター	9.42%

各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業者 によって提供されたものの割合についての説
明を受けました。

説明・同意日 年 月 日

氏名

続柄